

## 春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務プロポーザル審査要領

春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知県立春野総合運動公園売店・喫茶店運営委託業務プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

総合点数は250点(審査員1人当たり50点×5名)とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人当たりの配点は次のとおり。別紙「審査基準」参照のこと。

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 運営方針      | (10点) |
| (2) 販売予定商品内容  | (10点) |
| (3) 運営予定体制    | (10点) |
| (4) 収支計画書内容   | (10点) |
| (5) 受託企業等負担金額 | (10点) |

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

#### (1) 日時及び場所(予定)

日時 平成31年3月下旬 時間未定

場所 高知県立春野総合運動公園管理事務所会議室

#### (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1者15分までを基本としますが、参加申込みの状況によっては時間を変更することもあります。

イ 日時は別途お知らせします。

ウ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員から質疑の時間(15分以内)を設けます。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します(総合点数の60%以上を獲得していることを要する。)

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、受託企業等負担金額が高い者から順に候補者と次点者を選定します。